

高知県教育委員会
人権教育課長
吉田 弘章 様

人権と民主主義・教育と自治
高知県共闘会議
議長 鎌田



人権教育に関する論点整理のための話し合いの申し入れ

2011年7月15日に行われた私達との話し合いでは、素直な意見交換が出来ましたことを評価しています。

ただし、内容的には、もう少し整理が必要な問題もありますし、課長からも「検討」を約束した課題もあります。つきましては下記のテーマに関して話し合いを持って頂きたいと思っておりますので、ご検討をお願いします。但し、時間は2時間を取って頂くよう申し入れます。

記

1. 「同和地区児童・生徒」という捉え方について

課長は、この用語を研修、学習、人権協議会等で「必要に応じて使う」と発言しました。その理由は次の3点でした。

- ①人権が侵害されている人、されるおそれを感じる人、その人々が住んでいる地域を「同和地区」、関係児童を「同和地区児童・生徒」と捉える。
- ②同和問題が残っており、人権侵害されるおそれを感じて暮らしている人がいるという事に向けて捉えている。
- ③法律は失効したが、部落問題が無くなっているわけではないので解消を進める上で必要に応じて使う。

(1) 「同和地区」「同和関係者」という規定は、同和対策事業対象地域、同和対策事業対象者ということで行政上使用されてきました。同和対象事業が終了すれば、対象地域や対象者も存在しなくなるのは当然のことです。

「人権侵害のおそれを感じる人」などという抽象的な捉え方で、どうやって地域や人を線引きし、区分けすることが出来るのでしょうか。「『おそれを感じて暮らしている人々』の地域はここからここまでです。その人々とはこの人達です」ということを行政が規定することは不可能です。このような捉え方は「解消」を目的としても人権侵害にあたることを認識すべきではないでしょうか。

今日、多くの人々が行政からそのように線引きされるいわれはないと考えて暮らしているのではないのでしょうか。

(2) 仮に賤称語を使って人権が侵害されるということがあった場合、行政がその人の住む特定の地域や、その人のことを賤称語で表現することがあるのでしょうか。そのような事をすれば、それこそ問題になると思います。何故しないのでしょうか。そういう賤称語で呼ばれる地域や人が法的、制度的に存在しないからです。社会的に根拠が無くなったものを、行政が勝手に使うことは出来ません。

(3) 同和問題が残っているから「同和関係者」「同和地区」も存在するという発想は逆さまです。こうした発想は、賤称語が使われるから、身分社会が残っているということになりかねません。

「同和地区」「同和関係者」を規定する根拠が無くなったけれども、同和問題が残っている、地域や人々へのこだわりが残っているということで、逆は成立しません。

(4) 旧対象地域の人々へのこだわりは、随分解消されています。その前進を阻害しているのは、行政の特別対応であり、「解同」の糾弾路線です。それがあから、住民が特別視したり、こ

だわりを持つのは当然です。同和問題が残っているから、「同和地区」や「同和関係者」は存在するという対応を取ることは県民に誤解と偏見を与え問題解決を阻害するということに目を向けるべきです。

2. 児童・生徒の言動を「差別事象」として取り扱うことについて

課長の発言は、

①他者の人権を侵害する行為は差別である。差別と意図していなくてもダメージを与えることは差別にあたる。

②しかし、発言した児童・生徒を差別者とは捉えていない。

というものでした。また、課長補佐は「不適切な発言ということでのよいのか」と言っています。

(1)「差別発言」であるかどうかを判断する場合の前提条件が、私達の考え方とは違っているように思います。私達は「差別発言」で有ると判断するためには差別の意図、差別の意思が前提になると考えます。ところが、課長の考えは、差別の意図が無くても「ダメージを与える」事は差別だというものです。もしそのように考えるならば、何が差別で何が差別でないか混乱するのではないのでしょうか。

差別の意図が全くないのに、相手がダメージを感じれば差別だということになれば、自由にもものが言えなくなります。高知市の松原教育長が議会で答弁しているように、賤称語を使った児童・生徒の発言は大別すると、①相手をやっつけるため②教師の指導に反発して発言する場合です。

賤称語を使っても、部落差別の意図は見られません。言われた方がダメージを受けたからといって差別してもいけないのに「差別発言」扱いするのは不適當です。

もしダメージ、傷つくということ言えば、「バカ・アホウ」「ブタ、死ぬ」「クサイ」「ウザイ」等の言葉がもっとダメージを与え、傷つけます。賤称語を言われたらといって不登校になったという話は聞いたことがありません。ところが、前述のような言葉を言われて不登校になった児童・生徒は何人もいます。このとき、それぞれ「差別事象」として扱った例があるのでしょうか。私達は聞いたことがありません。

(2)「差別事象」だと捉えれば、その行為をしたものは「差別者」になるのは当然ではないでしょうか。私達は、児童・生徒の言動を差別事象として捉えていませんし、その子どもを差別者として捉えてもいません。相手を傷つけたとしても、問題発言であったとしても、差別の意図がなければ「差別事象」であるはずがありません。

課長の『「差別事象」であるが、その子どもは「差別者」と捉えない』という発言はどのような整合性があるのか、説明願います。学校で子どもを「差別者」と捉えるなら教育は成り立たないと思います。子どもは何をするか、何をいうか分かりませんので。

(3)課長は「幼い子どもも県民の一人」と答えていますが、法律上、制度上、義務教育段階の児童・生徒と大人は区別するのが常識です。ましてや、大人の社会問題としての「差別事象」の中に子どもの言動もカウントするというのは、通常はあり得ないことです。ある教育学者が、「子どもは間違える権利がある」と述べていますが、子どもが大人と同じ責任を問われ、扱いをされれば、それはもはや「子ども」ではないと思います。

高知県子ども条例は、ご承知の通り、18歳未満の全ての者を「子ども」と規定しています。そして、第6条は「子どもは幸せに育つために、沢山のことを学ぶ権利を持っています。子どもは、その成長に応じて何処で何を学ぶか等広く選択でき、失敗しても何度でも学び直せることが出来ます。」と規定しています。

3. 人権教育についての「7課題」の限定について。

課長は、

①(7課題は)「人権教育のための国連10年、国内行動計画」に基づくもの。

②実践概要では、「その他の取り組み」も設けている、と答えています。

「人権教育のための国連10年行動計画」は、1995年から10年間の提起でした。国内行

動計画は、1997年7月に発表されました。ここで整理しておきたいのは次の点です。

(1) 国連がいう「人権教育」は、学校教育や人権啓発とは違う概念だということです。「人権という普遍的文化の構築を目標とする研修、普及、情報の諸努力として、人権教育というものは定義される」と位置づけられています。国連は学校教育における「人権教育」を提起したものではないということです。

もう一つは、女性、子ども、高齢者等、弱者、少数者が10課題提起されていますが、その位置づけは、これらの人々の「人権に特に重点が置かれる」というもので、人権教育の内容を示したものではないということです。

(2) 国内行動計画は、その他を入れて10課題が並べられていますが、その位置づけは、「重要課題への対応」ということであり、行政課題として提起されたもので、教育内容として示されたものではないことは国連の場合と同じです。

なお、この97年当時、「人権教育のための国連10年行動計画」の推進本部を設けた国は、日本、ノルウェー、スーダンの3カ国のみです。また、国内行動計画をもうけた国は、日本、フィリピン、インドネシアの3カ国のみです。両方は日本だけであり世界の中で、日本の状況の特徴がうかがえます。各国は冷静な対応をしていることがわかります。

(3) 県内行動計画は、国内行動計画の中の、「アイヌの人々」「刑を終えて出所した人」「その他」の3つを除いて7課題としました。さらに、国内行動計画では5番目にあった「同和問題」を1番に持ってきました。他の6課題は全て「人」を取り上げているのに「同和」のみ「問題」としています。特別措置法が失効して、人を区分けすることが出来なくなるので「同和関係者」というように人で統一することが出来なかったためと思われる。

以上見てきたように、7課題なるものは、人権教育の内容として提起されたものではなく、行政上の「重要課題」として出されたものです。これが人権教育のメインの課題であるかのような7課題のマス目を作った実践概要報告は見直すべきです。

(4) 実践概要報告の様式について、私達は問題点を指摘し続けてきています。課長は「その他の取り組み」をもうけていると発言していますが、教育実践上、学校の人権課題は、たとえば、学力、イジメ、不登校、性、食と命、環境、平和、仲間作り、自治活動等、子ども自身に関わるものではないでしょうか。これらがメインのはずです。なぜ実践概要報告書は弱者、少数者の他者の差別問題がメインで、教育実践上の人権課題が「その他」なのでしょう。

(5) 県教委は、私達の批判を受けて、部分的な手直しを凶ってきました。メインについて「県民に身近な7つの人権課題の位置づけ」としていたものを、2010年から「人権学習（指導した人権課題）」に変えました。「その他」に関しては、2005年から10年まで毎年次のように手直ししました。

- 「他の人権課題及び学校独自の課題」
- 「人権に関するその他及び学校独自の課題」
- 「人権に関する上記以外の課題及び学校独自の課題」
- 「上記以外の人権学習及び学校独自の課題」

見出しをどのように変えようと、7課題とその他及び学校独自の課題という分類に変わりはありません。このように分けなければならない理由はありません。

2010年に「人権学習（指導した人権課題）」としました。そうするなら、7課題のマス目も不要だし、次の項目の「上記以外・・・」も必要ありません。それぞれの学校が取り組んだことを書けばよいのです。このようなマス目が無く、各学校の取り組みを記入していた時代に、不都合や問題があったことはありませんし、改善の要望が出されたこともありません。道理に合わないやり方を改め、本来の姿に戻すべきです。

以上

<事務局> 高知市丸ノ内2-1-10

高知城ホール3F 高知県教組内

担当 畑山 和則

電話 088-824-4135